

海東市長との面談にあたって

- 面談日時：平成 20 年 2 月 13 日（水）午前 9 時～
- 面談場所：市役所内会議室

【 面談の趣旨について 】

予め、市長との面談について、事前に申し入れさせていただきました趣旨は下記の通りです。

1. アーク・エンジェルズ(以下、「AA s」という)林代表に対する現状認識と対応策について、期成同盟と市との間で相違があり、その相違を埋めるため忌憚のない意見交換をしたい。
2. 期成同盟そのものの組織体制についても、市側・担当部署の環境政策課との間でギクシャクした関係になっています。とくに昨年 1 1 月 2 7 日の「AA s」林代表による犬の強行搬入以降、今日に至るまで続いています。双方に誤解があるなら、その原因を取り除き、協力関係を回復したい。
3. 昨年末に酒波区より、期成同盟のから酒波の役員は退くとの申し入れがあり、それを受け入れ、現在酒波の役員を除き、伊井区を中心に三谷区、平ヶ崎区、構区、平林区、望みの郷自治会の地元 6 区に加え、環境を守るいまづの会を含む市民 3 団体のそれぞれの代表者が参加する体制を確立した。さらに、顧問として、石田、清水両県会議員、宮内市会議員が必要に応じて行動に参加して頂いています。この期成同盟の新体制についてご理解をお願いしたい。
4. そして、高島市の環境を守ることと、地元住民の（農業と生活環境を守る）利益を守るために、市と地元住民が互いに協力して、A A s 問題を解決していきたい。住民だけの力だけでは限界があり、行政の力がどうしても必要になっています。力をお借りしたい。

以上のような申し入れの趣旨に沿って、また、事前にお渡ししています資料等に基づきまして、本日の市長面談の進行をお願い申し上げます

なお、面談に先立ちまして、「アーク・エンジェルズ進出反対期成同盟」（以下、期成同盟という）の新体制（別紙）について説明させていただき、ご理解をお願いいたしますとともに、本日の参加者を紹介致します。

1. AAs 林代表に対する現状認識と対応について

- 11/27 に犬を強行搬入し、12/9 にシェルターの開所式と譲渡会を開催し、業務を開始しているところではありますが、その後、犬をなし崩しで搬入し、現在 100 頭を遥かに超える（市は確認済み？）を飼育している現状についてどのように考えておられますか？
- すでに、ご承知の通り、年末年始にかけまして3つの大きな出来事がありました。すなわち、
 - ① 昨年末 12 月 27 日、「AAs」林氏が申し立てておりました「所有権確認等請求事件」につきまして、大阪地方裁判所が原告の申し立てを「すべて却下する」判決がありました。（別紙、「判決文」参照）
 - ② 新年早々、林代表自身による「薬事法違反」の違法行為が発覚しました。（別紙、YAHOO!オークション資料）
 - ③ 1 月 20 日、大阪のブリーダーから林氏と「契約した」犬 12 頭を、しかも、避妊・去勢手術をしていない犬を持ち込もうとした際、事情を聞こうとした 2 人に、敷地外に開かれた鉄製の扉を強引に閉めようとして殴打、引き倒すなどして暴行を加え傷害を負わせました。すでに、高島警察署の傷害事件として告訴しましたが、同時に、林氏も威力業務妨害で告訴されました。
- このとくに、林氏の「薬事法違反」対して、ご承知の通り、1 月 18 日滋賀県に「速やかな調査と、告発を含む厳正なる処分を求める要望書」を提出しましたが、1 月 30 日付で「回答」がありました。（別紙）
- 市長は、この 3 つの出来事をどのように認識しておられますか？
また、現時点におきましても「AAs」を「動物愛護団体」と認識しているのかどうか、また同時に、林俊彦氏を「AAs」と称する団体の理事会を代表する者とお考えかどうか、聞かせて下さい。
- 私たちは、大阪地裁判決からも最早「動物愛護団体」でもなければ「団体」でもない。犬を売買する個人業者と、事実に基づいて判断しています。しかも動物愛護団体と偽り、多額の寄付金と援助物資を騙し取っている悪徳業者。寄付金は詐欺、援助物資の横流しは横領に当たるとのではないかと考えています。また、動物用医薬品等の横流し販売は、極めて悪質な「薬事法違反」の違法行為で、言い逃れは絶対許されないと考えます。
私たちは、この「薬事法違反」と合わせて寄付金と支援物資の「詐欺罪」「横領罪」の疑いに対して、近く告発し、マスコミにも公表する積

もりでいますが、この点をどう思われますか？

2. 市として、今後、この「AAs」問題、すなわち当地「滋賀シェルター」での林氏個人による犬の多頭飼育と「犬の売買業務」をどのように解決する積もりでおられますか？
3. 「AAs」問題の解決のために、10月2日の「郷土を守る市長声明」にもありますように、地元住民の生活環境と、高島の里山の自然環境を守るために、また、琵琶湖の水環境を守るために、私たちは、期成同盟と市、そして、滋賀県とも連携し、力を合わせて問題の解決を図ってまいりたいと願っておりますが、市長のお考えをお聞かせ下さい。
4. また同時に、「市長声明」で、法令の不整備についてご指摘されておりますが、「個人の身勝手（私権の乱用）」を許さず「団結して生活を守るために」「動物愛護管理法」の有効な活用とともに、高島市として、業者、個人を問わず、営利、非営利に拘わらず、治療設備のない、或は獣医師の常駐のない施設において「人畜共通感染症」感染犬を含む多頭飼育に対して、そして、個人については「法」を遵守しない多頭飼育そのものを規制する条例等を策定する、或は検討する考えはございませんか？
5. 最後に、期成同盟としましては「滋賀シェルター」施設とその周辺における、下記のような犬の動きにつきましては、
 - ① 犬の泣き声、悪臭、逸走、犬の虐待、糞尿の処理、排水処理・用水路へ汚水等の流れ込みや、投棄、施設の衛生管理、ゴミの処理（医薬品、注射器等医療廃棄物の混入がないか）、犬の搬入／排出、支援物資の搬入／排出等。
 - ② 頭数の確認と、それに見合う飼育員の人数の確認（犬10頭に1人の飼育員）及び、動物取扱い責任者の有無の確認。
 - ③ 病犬の確認及び、死亡した犬の届けの有無と処理方法等。

高島市及び滋賀県に対しまして、随時連絡させていただきますので、ご理解、ご協力、そして、適切なる対応を賜りますよう心からお願い申し上げます。